

市長会見資料
2024年(令和6年)9月5日
明石市こども局こども育成室(山本・宮下)
078-918-5092(内線 2130・2120)

育休退園制度を廃止します

保護者が育児休業を取得した場合、すでに保育所などを利用している子どもが退園になる「育休退園」について、明石市では、子どもの保育環境を変えることは望ましくないこと、また保護者が在園中の子どもの退園を気にすることなく、育休復帰のタイミングを選択できるよう、令和7年4月から制度の運用を廃止します。



1 変更内容

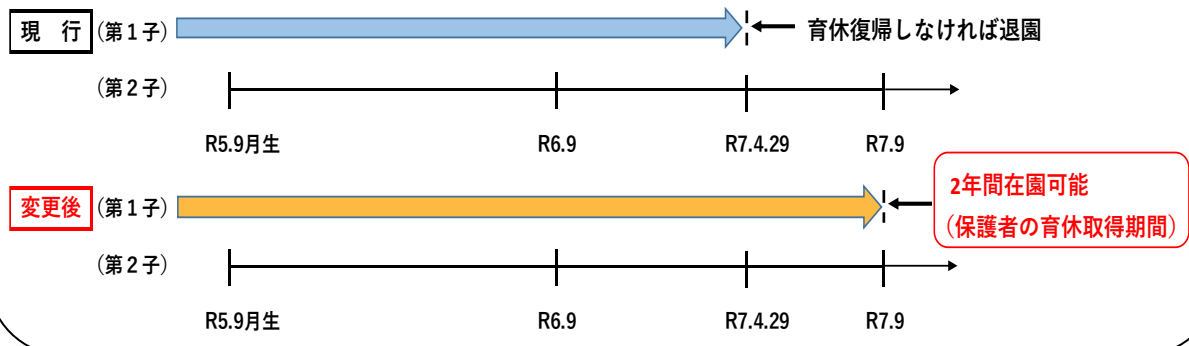
(現行)

育児休業の対象となる子どもが満1歳になる年度の翌4月29日まで継続利用可能

(変更後)

保護者が取得する育児休業の期間まで継続利用可能

【例】第1子：3歳クラス入所中 第2子：R5.9月出生 保護者：育休2年取得希望の場合



2 変更時期

令和7年4月1日

育休期間を気にしなくてもいいんだね!

3 周知・広報

令和6年10月1日の新年度申込パンフレット公表に合わせ、市ホームページで広報するほか、認可保育施設への案内を通じ保護者に周知を行います。



(参考)

「子ども・子育て支援法施行規則」には「保育を必要とする事由」として、「就労(月 64 時間以上)」、「妊娠・出産」、「保護者の疾病・障害」などとともに、「育児休業に係る子ども以外の子どもが現に教育・保育施設を利用しており、引き続き利用することが必要であると認められること」と規定されています。なお、継続利用期間は自治体ごとの裁量で定めることとされています。